様式第3号（第3条関係）

舟橋会館使用（使用変更）許可書

第　　　　　号

年　　月　　日

住所

申請者

氏名

舟橋村教育委員会教育長

年　　月　　日付で申請のあった舟橋会館の使用（使用変更）については、次のとおり許可する。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用日時 | 年　　月　　日　　午前午後　　時　　分～年　　月　　日　　午前午後　　時　　分 |
| 使用室名 | 入館（集会）予定人員　　　　名 |
| 使用しようとする付属設備及び器具名 |  |
| 装飾その他特別の設備又は持ち込み器具の状況 |  |
| 会場責任者氏名連絡先・ＴＥＬ |  |
| 入場料等徴収の有無及び金額等 | 無料 | 会員券招待券　　　有・無整理券 | 有料 | 円　　　　　　　円前売券　　　円・当日券　　　円円　　　　　　　円 |
| 使用料 | 基本使用料 |  | 時間超過使用料 |  |
| 増額使用料 |  | 電気器具持込料 |  |
| 設備等使用料 |  | 計 |  |
| 許可条件 | 舟橋会館条例施行規則及び指示事項を厳守のこと |
| 注意事項 | 係領収印 |  |

１　使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。

２　使用の当日、この許可書を持参し、係員に提示すること。

３　既納の使用料は、特別の事情がある場合を除き、還付しない。

４　使用の目的及び日時を守ること。

５　使用許可の内容を変更しようとするときは、直ちに教育長の承認を受けること。

６　会館の使用を終わったときは、直ちに付属設備及び器具を整理し、清掃などを実施して、原状回復した後係員の点検を受けること。

７　会館の建物、付属設備及び器具等に損害を与えたときは、直ちに届け出て、損害を賠償すること。

８　災害等について、常に留意し、入館者に対して、館内の整理、混雑緩和について、指導すること。

９　その他舟橋会館に関する条例、規則を固く守ること。